

## 第60回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	令和3年10月11日（月） 10:00～11:25
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<p><b>委員</b>（五十音順、敬称略）</p> <p>五十川 直行          稲川 秀司 ※          稲葉 美由紀 ※          永星 浩一 ※          大神 朋子 ※          小山 毅          北坂 尚洋 ※          作間 功 ※          鳥越 しほり ※          萩原 香代子          山下 亜紀子 ※</p> <p>※Web会議システムを通じての出席</p> <p><b>事務局</b>          総務企画局行政部情報公開室          情報公開室長 吉野 靖啓          個人情報保護係長 禅院 義隆          個人情報保護係員 川崎 翔太</p>
議 題	<p>1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について</p> <p>2 部会に属する委員の指名について</p> <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度個人情報保護制度の運用状況について</li> <li>・ 個人情報保護制度の見直しについて</li> </ul>

### 開 会

（事務局） 第60回福岡市個人情報保護審議会を開会する。新たな任期における初めての審議会であり、委員の任期は令和3年9月1日からの2年間となる。  
 なお、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

### 議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

（事務局） 会長の選出については、条例第58条において、「委員の互選によりこれを定める」と規定している。推薦、意見等があれば願います。

（委員） 五十川委員にお願いしたい。

（委員） 異議なし。

（五十川委員） 了承。

（事務局） それでは、五十川委員に会長をお願いすることに決定する。また、これからの議事の進行は、五十川会長にお願いする。

（会長） 会長職務代理者の指名について、条例第58条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められていることから、情報公開審査会会長でもある、作間委員を会長職務代理者に指名させていただく。

## 議題2 部会に属する委員の指名について

- (会長) 部会の委員については、条例で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、「審査請求部会」、「個人情報保護制度部会」「特定個人情報保護評価部会」及び「目的外利用等審査部会」の委員について、私から指名する。
- まず、「審査請求部会」の委員については、永星委員、大神委員、北坂委員、作間委員、山下委員、私を指名する。
- 次に、「個人情報保護制度部会」の委員については、永星委員、北坂委員、作間委員、山下委員、私を指名する。
- また、「特定個人情報保護評価部会」の委員については、永星委員、大神委員、北坂委員、鳥越委員、私を指名する。
- 最後に、「目的外利用等審査部会」の委員については、永星委員、大神委員、北坂委員、作間委員、鳥越委員、私を指名する。

## 議題3 報告事項 令和2年度個人情報保護制度の運用状況について

- (事務局) 資料に沿って説明。
- (会長) 今の報告について、質問や意見があればお願いします。
- (会長) 個人情報の公益上の取扱いに関する基準について、概ね2年ごとに必要な見直しを行うこととなっているが、ここ2年間で改正は行われたか。
- (事務局) 直近2年間で改正は行っていないが、基準の運用状況を踏まえて、見直しの要否を判断することとなる。
- (委員) 介護保険に関する資料を請求する事案が多く見受けられるが、認知症の方の家族が本人に代わって介護認定に関する資料を請求する場合、どのような内容の資料を請求しているのか。
- (事務局) 認定結果が記載された認定結果通知書や、認定の判定を行う審査会で使用した資料などである。
- (委員) 認知症の方に対する介護認定の認定度が、どちらかというとなり低くなりがちであるという問題があるため、家族が資料を取り寄せて、再度アピールを行うためにも重要な資料であると考え、質問させていただいた。
- (会長) 委員ご指摘のとおり、家族に介護認定の情報を提供する事案が多いようであるため、事務局には必要に応じて、より具体的な状況についての把握も要望しておく。
- (委員) 個人情報漏えい等の状況について、令和元年度と比較して案件が12件減ったとはいえ、83件もの事故が発生している。事故が起こった後に、どのような再発防止策を講じているのか。
- (事務局) 事故が発生した際には、情報公開室をはじめとする関係部署への報告を義務付けており、事故原因や再発防止策についての報告を受けている。
- 具体的には、人間の手作業が介在するとミスが起きやすいため、業務のシステム化が難しい場合には、業務フローの見直しの検討を行い、担当者のチェックに差が生じないようにマニュアル化することなどの再発防止策が講じられている。
- (会長) 危機管理について、組織として対応する必要があると思うが、事故が発生した場合、全庁的に共有しているのか。
- (事務局) 自分の職場でも個人情報の事故が起こり得る可能性を認識してもらうことが重要であるため、例えば、同じ業務を行う区役所など、実務に即して部署間で情報共有が行われるようにしている。
- (委員) 高校教諭が、個人情報に記載された授業プリントを学校外で紛失した事案について、個人情報を外部に持ち出すことはできないと思っていたため、この事案を

新聞で知ったときに大変驚いたのを覚えている。教員としての資質を疑うような事案であり、教員の資質向上のための定期的な研修が必要だと考える。

また、事故が発生した際には事案の共有を行い、どのような対策を講じることができるかを検討する場が必要だと考える。

(事務局) 個人情報に記載された文書は外部に持ち出さないことが原則だが、家庭訪問など、業務上やむを得ず個人情報を持ち出すときは、所属長の許可を得て持ち出すこととなっている。委員ご指摘のとおり、事故が発生した際には、再発防止に向けた研修等を行うことが重要であると考えます。

(委員) ネット流失事案が1件あるが、サイバー攻撃によるものか。

(事務局) 飲食店を支援する事業において、認定店一覧表の店舗名称欄に、申請者個人の氏名、メールアドレスを誤ってホームページ上に掲載したものであり、サイバー攻撃を受けたものではない。

(会長) ネット流失の事案は、規模別の1～5人に該当するようだが、規模別は何を表しているのか。

(事務局) 誤って掲載した個人の人数が1～5人という意味である。

(委員) ホームページ上に掲載する情報は、担当者が個別に判断を行うのか、あるいは、市で統一したルールがあるのか。また、本事案については、店舗名を公表して問題なかったのか。

(事務局) ホームページに掲載する情報は、個人情報に限らず、各担当課において慎重に検討を行っているものと認識している。

本事案は、テイクアウトに取り組む飲食店を支援する事業で発生したものであり、むしろ店舗名を周知し、テイクアウトを市民に利用してもらう目的があったものであるが、申請者情報については、個人情報であるため、掲載すべきでなかったとして、事故の報告があったものである。

(委員) 前年度比で事故の総件数は減ったとしても、漏えい等に係る対象者の規模は増えている可能性があるため、対象者の規模も比較できるようにした方が参考になるかと思う。

(事務局) 検討する。

(会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

### 議題3 報告事項 個人情報保護制度の見直しについて

(事務局) 資料に沿って説明。

(会長) 福岡市には、これまで先行して取り組んできた蓄積や業績があるため、今後統一的な基準になったとしても福岡市の独自性は残っていくものと考えます。そういった点も踏まえて、これから新しい制度の枠組みについて、一緒に議論していきたいと思う。

(会長) 今の報告について、質問や意見があればお願いします。

(委員) 災害時における個人情報の取扱いについて、地域によって取扱いが異なるなど、個人情報の共有が課題となっているため、どこまでの情報を地域内で共有できるか等について、市政だよりなどで分かりやすく説明してほしい。

(事務局) 個人情報保護条例の基本的な枠組みは、目的外での利用や外部への提供は原則できないとした上で、法律や条例に定めがある場合に、例外的に許容するものである。直近では、避難行動要支援者について、平常時から地域で名簿を共有できるよう条例が改正されている。

また、地域活動などにおいて個人情報の共有が課題となる背景としては、個人情報の収集や利用のルールに対する誤解などもあると思われる。市民局が作成する個人情報の取扱いを含めた地域活動におけるマニュアルなどを活用し、引き続

きより良い周知の方法について、担当部署と一緒に検討していく必要があると考える。

(委員) 令和5年の施行に向けて、本審議会は今後どのように関わっていくのか。

(事務局) 過去の例として、番号法の成立に伴い条例を改正した際は、個人情報保護制度部会で改正の方向性を議論し、その答申を踏まえて条例改正を行っていることから、今回も同様に個人情報保護制度部会で議論することが考えられる。

(会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

(会長) それでは以上で、本日の議事を終了する。

**議事終了 閉会**